

東京都北区若者ミライ応援基金条例を公布する。

令和八年九月十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十七号

東京都北区若者ミライ応援基金条例

（設置）

第一条 若者の活躍応援及び支援を推進するため、東京都北区若者ミライ応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、東京都北区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及

び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 区長は、第一条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立学校設備等使用条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年九月十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十八号

東京都北区立学校設備等使用条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設備等使用条例（昭和五十一年三月東京都北区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「目的外使用（」の下に「付則第三項を除き、」を加える。
付則に次の一項を加える。

3 東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の規定により設置された東京都北区立学校（以下「区立学校」という。）の設備であつて、現に区立学校の用に供されていないもののうち教育委員会が指定するものの使用については、当分の間、学校設備等の目的外使用の例による。ただし、第三条第一項の規定による学校長への意見聴取については、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十九号

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業が区民の生活環境及び地域社会に及ぼす影響に鑑み、住宅宿泊事業の適正な運営の確保について、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、宿泊者の安全かつ安心な宿泊環境及び区民の安全で良好な生活環境を確保するとともに、適正な住宅宿泊事業を促進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 東京都北区（以下「区」という。）は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を基本方針とする。

- 一 地域の生活環境を守り地域社会との共生を実現すること。
- 二 区民及び宿泊者の安全及び安心を確保すること。
- 三 宿泊者の衛生を確保すること。
- 四 地域経済及び地域コミュニティの発展に寄与すること。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本方針に基づく施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 区は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、警察、消防その他の関係機関と連携するものとする。

（住宅宿泊事業者等の責務）

第五条 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）は、住宅宿泊事業の実施に際して宿泊者の安全の確保を図るとともに、届出住宅の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、法その他の関係法令の規定を遵守し、住宅宿泊事業に関する知識等の習得に努めなければならない。

（宿泊者の責務）

第六条 宿泊者は、届出住宅の利用に当たっては、届出住宅の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

2 宿泊者は、届出住宅において異常があり、又は周辺地域の住民等との紛争が生じた場合は、速やかに住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者へ連絡しなければならない。

（建物又は土地の提供者等の責務）

第七条 区内に存する建物（その一部を含む。）又は土地を他人に提供する者は、当該提供に係る契約（その更新の契約を含む。）の締結に際して、当該建物又は当該土地に建築する建物における住宅宿泊事業の実施の可否を当該契約書に記載するよう努めなければならない。

2 区内に存する建物の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）は、当該建物における住宅宿泊事業の実施の可否を規約等（同法第三十条第一項の規約及び当該規約に基づき定める細則等をいう。）に定めるよう努めなければならない。（周辺地域の住民等に対する周知）

第八条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第三条第一項の届出をしようとする日の十四日前までに、当該事業を営もうとする住宅ごとに当該事業を営む旨及び次に掲げる事項について、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める者に対し、規則で定めるところにより周知しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び緊急連絡先

二 住宅の所在地

三 住宅宿泊事業を開始しようとする日

四 住宅宿泊事業の運営方法の類型が次のいずれに該当するか

ア 居住型（届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う運営方法（イ及びウ

に掲げる運営方法を除く。）をいう。次条第一項第四号において同じ。）

イ 隣接居住不在型（法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う運営方法（住宅宿泊管理業者が自ら行う場合を除く。）をいう。次条第一項第四号において同じ。）

ウ 不在型（届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う運営方法（住宅宿泊管理業者が自ら行う場合に限る。）又は届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者へ委託する運営方法をいう。第十六条第一項において同じ。）

五 法第十一条第一項の規定による住宅宿泊管理業務の委託をする場合において
は、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名、登録番号及び
緊急連絡先

2 住宅宿泊事業者は、前項第一号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しよう
とする場合は、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を、規則で定める
者に対し、規則で定めるところにより周知しなければならない。この場合におい
て、当該住宅宿泊事業者は、当該周知の実施状況を記載した書類を、速やかに、
区長に提出しなければならない。

3 住宅宿泊事業を営もうとする者又は住宅宿泊事業者は、前二項の規定により実

施した周知について意見等があった場合は、その内容及び対応状況を記録し、三年間保存しなければならない。

（法第三条第一項の届出に係る添付書類等）

第九条 法第三条第一項の届出をしようとする者は、同条第三項に定めるもののほ

か、次に掲げる書類を同条第二項の届出書に添付しなければならない。

一 前条第一項の規定による周知の実施状況を記載した書類

二 届出住宅について、消防機関に対し、消防法令の適合状況に係る相談等を行った旨を証する書類

三 住宅宿泊事業の管理運営に係る書類

四 居住型又は隣接居住不在型に係る住宅宿泊事業を行う場合にあつては、当該類型であることを証する書類

五 届出住宅が規則で定めるものである場合にあつては、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第一条第一号及び第三号に掲げる措置を講じていることを証する書類

六 火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）第五十六条の二第一項の規定による届出を要する者である場合にあつては、同項の規定による届出に係る届出書の写し

2 住宅宿泊事業者は、前項の規定により届け出た同項第三号の書類の内容に変更

があつた場合は、変更後の住宅宿泊事業の管理運営に係る書類を、区長に提出しなければならない。

（宿泊者の衛生の確保）

第十条 住宅宿泊事業者等は、届出住宅について、宿泊者の衛生の確保を図るため、法第五条（法第三十六条において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、規則で定める措置を講じなければならない。

（届出住宅に設ける設備）

第十一条 住宅宿泊事業者等は、届出住宅について、規則で定める設備を設置しなければならない。

（宿泊者名簿の正確な記載の確保）

第十二条 住宅宿泊事業者等は、法第八条第一項（法第三十六条において準用する場合を含む。）の宿泊者名簿の作成に当たり正確な記載を確保するため、宿泊行為の開始までに全ての宿泊者について、対面又は対面に相当するものとして規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

（廃棄物の適正処理）

第十三条 住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の関係法令を遵守し、自らの責任において適正に処理しなければならない。

（苦情等への対応）

第十四条 住宅宿泊事業者等は、法第十条（法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）に適切かつ迅速に対応するため、規則で定める体制を確保しなければならぬ。

2 住宅宿泊事業者等は、苦情等への対応について記録し、三年間保存しなければならぬ。

（標識の掲示等）

第十五条 住宅宿泊事業者は、長屋又は共同住宅において住宅宿泊事業を実施する場合、あらかじめ管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第二条第三号に規定する管理組合をいう。）等の承諾を得た上で、法第十三条の標識（以下「法定標識」という。）に併せて、規則で定める標識（以下「区指定標識」という。）を掲示しなければならない。

2 法定標識及び区指定標識の掲示は、届出住宅の種別に応じて、規則で定める場所で行うものとする。

3 法定標識の余白には、規則で定める事項を記載するものとする。

4 住宅宿泊事業者は、法定標識又は区指定標識を滅失、汚損等したときは、区長に対して、規則で定めるところにより、速やかに再発行を求めなければならない。

（住宅宿泊事業を制限する区域及び期間）

第十六条 法第十八条の規定により、不在型に係る住宅宿泊事業は、次に掲げる区域（以下「制限区域」という。）において、全ての期間、その実施を制限する。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域として定められた区域

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画のうち、ホテル又は旅館の用途に供するための建築物の建築が制限されている区域

2 届出住宅を構成する建築物の敷地が制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地は制限区域の区域内にあるものとみなす。

（指導、勧告等）

第十七条 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者に対し、必要な指導、勧告及び助言を行うことができる。

（業務改善命令等に係る公表）

第十八条 区長は、法第十五条若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定によ

る命令を受け、若しくは当該命令に違反した住宅宿泊事業者又は法第四十一条第二項の規定による命令を受け、若しくは当該命令に違反した住宅宿泊管理者について、商号、名称又は氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

（委任）

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条並びに次項から付則第四項までの規定 令和八年十一月七日

二 第十六条及び付則第五項の規定 令和九年一月七日

（経過措置）

2 第八条第一項及び第九条第一項第一号の規定は、令和八年十一月二十二日以後に法第三条第一項の届出をしようとする者について適用する。

3 第八条第二項の規定は、住宅宿泊事業者が令和八年十一月二十二日以後に同条第一項第一号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合について

適用する。

4 付則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和九年四月六日までの間、施行日前に法第三条第一項の届出を行った住宅宿泊事業者の当該届出住宅に係る第十一条の規定の適用については、同条中「設置しなければならない」とあるのは「設置するよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

5 付則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に、法第三条第一項の届出を行った住宅宿泊事業者の当該届出住宅については、第十六条の規定は適用しない。

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十号

東京都北区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

東京都北区旅館業法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「する者」の下に「（以下「申請者」という。）」を加え、「前日」を「十四日前」に、「書面」を「規則で定めるところ」に、「周知するよう努めなければならぬ」を「周知しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、規則で定める事項を変更しようとする場合は、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を、規則で定める者に対し、規則で定めるところにより周知しなければならない。この場合において、当該営業者は、当該周知の実施状況を記載した書類を、速やかに、区長に提出しなければならない。

3 申請者又は営業者は、前二項の規定により実施した周知について意見等があった場合は、その内容及び対応状況を記録し、三年間保存しなければならない。

第五条第十二号中「旅館業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者に改める。

第八条第一号中「宿泊者」を「玄関帳場を設ける場合には、宿泊者」に改め、「玄関帳場を設置する」及びただし書を削り、同条に次の五号を加える。

九 サウナ室又はサウナ設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア サウナ室内又はサウナ設備を設ける室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

イ 火災その他の危害（以下「火災等」という。）の発生に適切に対処できる構造であること。

ウ 宿泊者の見やすい箇所に、火災等が発生しないよう入浴上の注意に係る表示を掲示すること。

エ サウナ室内又はサウナ設備を設ける室内には、非常用ブザー等を宿泊者の見やすい場所に設けること。

十 施設において生じた廃棄物を周辺地域の生活環境に影響を与えずに保管するための設備を設けること。

十一 次の基準に適合する営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋を設けること。ただし、営業者自らが常駐する場合は、この限りでない。

ア 営業時間中に営業従事者が常駐するために十分な広さとする事。

イ 営業時間中に営業従事者が常駐するための部屋と客室、廊下等との境は、

壁造り又は規則で定めるものであること（出入口及び窓を除く。）。

十二 営業時間中に営業従事者が使用するための便所その他の設備を設けること。

十三 営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅である営業施設については、

当該施設の住宅に係る部分と営業に係る部分が区画された構造とすること。

第九条第一項第三号イ(1)中「設備」の下に「として規則で定めるもの」を加え、同条第二項中「第八号まで」を「第十三号まで（第五条第六号イに掲げる営業の施設については、前条第十一号から第十三号までを除く。）」に改める。

第十条中「同条第三号」を「第三号」に、「第八号」を「第十三号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条第十二号の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は、令和八年十一月七日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区旅館業法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定は、令和八年十一月二十二日以後に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）について適用し、同日前の申請者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第二条第二項の規定は、旅館業を営む者が令和八年十一月二十二日以後に同項に規定する事項を変更しようとする場合について適用する。

4 この条例の施行の際、現に旅館業法第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、改正後の条例第八条第九号から第十三号まで（改正後の条例第九条第二項及び第十条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

5 この条例の施行の際、現に旅館業法第三条第一項の規定により経営の許可を受けている簡易宿所営業の施設及び現に簡易宿所営業に係る当該許可の申請がなされている施設の構造設備が、改正後の条例第九条第一項第三号イ(1)の規定により難しい場合には、同号イ(1)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができ、
る。ただし、この条例の施行の日以後に簡易宿所営業の施設に係る構造設備の変更をする場合は、この限りでない。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十一号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第二十六条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第十二条第二項第二号及び第四号並びに第二十六条の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、これらの規定にかか

わらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に
おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学
校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第二
項第二号及び第四号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間
に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに旧条例第二十六条の規定に基づ
く葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたもの
に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公
務災害補償の内払とみなす。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十二号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一東京都北区立滝野川第五小学校の項中「東京都北区昭和町三丁目三番十二号」を「東京都北区田端六丁目九番一号」に改める。

付 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十三号

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都北区立体育施設条例（昭和四十四年九月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区立パノラマプールの十条台の項を削る。

別表第二の一の部パノラマプールの十条台の項を削り、同部備考3ただし書及び備考7中「パノラマプールの十条台及び」を削る。

付 則

この条例は、令和九年九月一日から施行する。

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十四号

東京都北区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都北区印鑑条例（昭和五十年三月東京都北区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「東京都の」を削る。

第十四条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、印鑑登録者が、これらの規定による申請を東京都北区デジタル推進条例（令和六年三月東京都北区条例第二号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、印鑑登録証の添付を要しない。ただし、当該申請を行った者は、事後において速やかに印鑑登録証を返納しなければならぬ。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、当該申請を東京都北区デジタル推進条例第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

第十九条中「前条」の下に「（ただし書を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 区長は、前条ただし書の規定による申請があつたときは、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送によつてのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。

付 則

この条例は、令和九年一月四日から施行する。

改正する条例を公布する。
東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

令和八年十月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同条第十一項第二号又は」を「同条第十一項第二号若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第十項第三号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第十三条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条 家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に

規定する犯罪事実確認をいう。〕その他の必要な措置を講じなければならない。
第二十七条中「小規模保育事業B型」の下に「（法第六条の三十項第三号に掲げる事業（以下「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）を除く。）を、
「小規模保育事業C型」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）を
加える。

付則第二条中「家庭的保育事業者等（」の下に「満三歳以上限定小規模保育事業
を行う事業者及び」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、令和八年
十二月二十五日から施行する。

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十六号

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条の二 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければなら

ない。
付 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十七号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十二条」を「―第五十二条―」に改める。

第七条第二項中「法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第二十五条中「幼稚園」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園」に、「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」を「同法」に改める。

第三十五条第一項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第三十六条第一項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第二項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは、「特別利用教育を提供している施設」とする。

第三十七条第二項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業（児童福祉法第六条の三十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業に限る。）をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）を加え、同条に次の一項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、規則で定めるところにより利用定員を定めるものとする。

第三十九条第二項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を加え、同条第四項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え

る。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、規則で定める場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第四十条第二項及び第四十一条中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第四十二条第五項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「特定地域型保育」の下に「（満三歳以上限定小規模保育を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項から同条第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、規則で定めるものに係る連携協力を求めることを要しない。

第四十三条第一項中「から」を「（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から」に改める。

第四十七条第一項及び第二項ただし書並びに第四十九条第二項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第五十条中「満三歳未満保育認定子ども」に限り、特定満三歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第十二条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第十四条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。）に係る」及び「（法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。）以下この項及び第五十条において準用する第十九条において同じ。」を削り、「特定・教育保育」を「特定教育・保育」に改め、「関する規程」の下に「と、第二十五条中「第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二十七条の二第一項各号、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」とあるのは「第三十三条の十第一項各号」を加える。

第五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第一項中「が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満三歳以上限定小規模保育事業者を

除く。以下この条において同じ。」が教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を削り、「次条第一項」を「第五十二条第一項」に、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第三項中「この章」の下に「第三十七条第三項、第三十九条第三項及び」を加え、「及び第二十三条」を「、第二十三条から第二十五条まで及び第二十七条」に、「次条第三項」を「第五十二条第三項」に改め、「以下この章」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を、「中」「教育・保育給付認定保護者」の下に「（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別

利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、規則で定める利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第三十七条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで、第二十三条から第二十五条まで及び第二十七条から第三十三条までの規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第三項中「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受け、必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは

「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項中「が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項）を「満三歳未満保育認定子ども（第五十一条第一項）に、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「」とあるのは「を」（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「に」、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十八号

東京都北区立児童館条例の一部を改正する条例

東京都北区立児童館条例（昭和四十年十月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

3 児童館には、分室を設けることができる。

4 児童館の分室の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

第二条第二項中「のうち別表第二に定めるもの」を削る。

別表第一中「東京都北区立滝野川東児童館」を「東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター」に、「東京都北区立赤羽児童館」を「東京都北区立赤羽子ども・ティーンズセンター」に、「東京都北区立赤羽西児童館」を「東京都北区立赤羽子どもセンター」に、「東京都北区立豊島児童館」を「東京都北区立豊島子どもセンター」に、「東京都北区立桐ヶ丘児童館」を「東京都北区立桐ヶ丘子どもセンター」に、「東京都北区立田端児童館」を「東京都北区立田端子どもセンター」に、「東京都北区立滝野川西児童館」を「東京都北区立滝野川西子どもセンター」に、「東京都北区立豊島東子ども・ティーンズセンター」を「東京都北区立豊島東子ども・ティーンズセンター」に、「東京都北区立王子東児童館」を「東京都北区立王子東子どもセンター」に、「東京都

北区立東十条東児童館」を「東京都北区立東十条東子どもセンター」に、「東京都北区立西が丘児童館」を「東京都北区立西が丘子どもセンター」に、「東京都北区立袋児童館」を「東京都北区立袋子ども・ティーンズセンター」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第一条関係）

名称

位置

東京都北区立田端子どもセンター東田端	東京都北区東田端一丁目十二番十四号
--------------------	-------------------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 入館の手續その他東京都北区立児童館の利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（東京都北区立区民センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部改正）

3 東京都北区立区民センターの設置及び管理の基本に関する条例（昭和五十八年十二月東京都北区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「東京都北区立滝野川西児童館」を「東京都北区立滝野川西子どもセンター」に、「東京都北区立滝野川東児童館」を「東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター」に改める。

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区条例第四十九号

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例（令和五年十月東京都北区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「規定する小学校」の下に「又は義務教育学校（前期課程に限る。）」を、「居住する小学校」の下に「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、「次項において同じ。」を「（以下この条において「小学校等」という。）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「小学校」を「小学校等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、実施校又は小学校等の第四学年に在籍している児童（当該学年に相当する学年に在籍している者を含む。）にあっては、区長が特に必要があると認める場合に限り、学童クラブを利用することができる。

第十条第二項第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三項第一号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

付則第六項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に、「第三学年」を「第四学年」に改める。

第二条 東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第四学年」の下に「及び第五学年」を加える。

付則第六項中「令和十年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「第四学年」を「第五学年」に改める。

第三条 東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び第五学年」を「から第六学年まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例中次項及び付則第三項の規定は公布の日から、第一条及び付則第四項の規定は令和九年四月一日から、第二条及び付則第五項の規定は令和十年四月一日から、第三条の規定は令和十一年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 第一条の規定による改正後の東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項の規定による申請及び承認その他利用のために必要な準備行為は、第一条の規定の施行の日前においても行うことができる。

3 改正後の条例第五条第二項及び第三項の規定による利用登録の申込み及び申請
その他利用のために必要な準備行為は、第一条の規定の施行の日前においても行
うことができる。

4 第二条の規定による改正後の東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関す
る条例第五条第一項の規定による申請及び承認その他利用のために必要な準備行
為は、第二条の規定の施行の日前においても行うことができる。

5 第三条の規定による改正後の東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関す
る条例第五条第一項の規定による申請及び承認その他利用のために必要な準備行
為は、第三条の規定の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区景観づくり条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第五十号

東京都北区景観づくり条例

東京都北区景観づくり条例（平成二十七年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「同条第七項各号」を「同条第八項各号」に改める。

第十二条中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

付 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第五十一号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表シルバーピア秀華の項からシルバーピア天心館の項までを削る。

付 則

この条例は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、別表シルバーピア秀華の項からシルバーピア天心館の項までを削る改正規定（同表シルバーピア天心館の項に係る部分に限る。）は、令和九年五月一日から施行する。